

●香川県告示第359号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年8月31日から同年9月14日まで多度津町高見漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
仲多度郡多度津町佐柳2896番地 池田 信夫
仲多度郡多度津町佐柳2390番地 岡田 慶
仲多度郡多度津町佐柳2838番地1 浜口 敏明
- 2 加入区の名称
佐柳島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
多度津町高見漁業協同組合